

常勤役員給与規程

(総則)

第1条 財団法人デジタルコンテンツ協会に常勤する役員(以下「役員」という。)に対する給与の支給は、この規程の定めるところによる。

(給与の区分)

第2条 役員の給与は、本俸、特別都市手当、通勤手当及び特別手当とする。

(本俸額)

第3条 役員の本俸は、月額とし、別に定める区分に従い支給する。

(特別都市手当)

第4条 特別都市手当は、別に定める区分に従い支給する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、職員給与規定第14条に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に対して支給する。

(本俸の支給日)

第6条 本俸の支給日は、毎月20日とする。ただし、その日が休日であるときはその日にもっとも近い休日でない日に繰り上げて支給する。

(日割計算)

第7条 次の各号の場合は、勤務1日当りの給与(通勤手当を除く。)を日割計算によって支給する。

(1) 月の初日以外の日任命された場合又は月の末日以外の日退職した場合

(2) 月の初日以外の日受けるべき給与の月額に変更があった場合

2 前項に規定する勤務1日当りの給与額は、本俸を当該月における休日の日数を差し引いた日数で除した額とする。

3 死亡した役員に対する給与については、死亡当該月分までを支給するものとする。

(特別手当)

第8条 特別手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)のそれぞれ在職する役員に対して、6月15日及び12月5日(以下これらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

2 特別手当の額は、それぞれ次の各号に掲げる額を基準として、会長が定める額とする。

(1) 6月15日支給する場合においては、その基準日現在において、当該役員が受けるべき本俸の月額に100分の119を乗じて得た額に、100分の200を乗

じて得た額

(2) 12月5日支給する場合においては、その基準日現在において、当該役員が受けるべき本俸の月額に100分の119を乗じて得た額に、100分の270を乗じて得た額

3 第6条ただし書きの規定は、特別手当の支給日に準用する。

(端数の処理)

第9条 第7条の規定による給与計算において、当該額に50銭未満の端数を生じたときには、これを切り捨て、50銭以上の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

附則

1. この規定は、平成3年4月1日から適用する。

附則

1. 第1条は、平成8年10月1日から適用する。

附則

1. 第1条は、平成13年4月1日から適用する。

附則

1. この規程は、平成14年11月1日から適用する。

附則

1. この規定は、平成16年1月1日から適用する。

常勤役員給与規程第3条に定める区分及び月額

区 分	月 額 (円)
第1号	938,000
第2号	889,000
第3号	839,000
第4号	790,000
第5号	740,000
第6号	691,000
第7号	642,000

平成16年1月より適用する。

別表

特別都市手当

本俸の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額とする。